

県所管介護サービス事業者代表者 様

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局
介護サービス指導課長
(公印省略)

介護職員等処遇改善加算に係る届出について（通知）

このことについて、令和7年4月または5月から介護職員等処遇改善加算（以下「**処遇改善加算**」という。）を算定する場合（前年度から継続して算定する場合を含む）は、下記期日までに各指定権者へ届出を行う必要があります。

計画書の様式については、きのくに介護 de ネットをご確認いただき、届出に際し遺漏なきようお願いいたします。

なお、国の経済対策に伴う「介護人材確保・職場環境改善等事業補助金」（以下「**補助金**」という。）の交付を予定しているため、計画書については、事務負担軽減の観点から補助金申請様式と一体型の様式となっておりますが、補助金申請の有無を問わず、本計画書をご使用ください。

処遇改善加算と補助金の提出先は以下のとおり異なりますのでご注意ください。

記

1. 提出期限

<処遇改善加算> 令和7年4月15日（火）

（参考）補助金：未定（別途お知らせします）

2. 提出先

<処遇改善加算>

サービス区分	事業所の所在地	提出先
○居宅サービス	和歌山市	和歌山市指導監査課
○介護予防サービス ○介護保険施設	和歌山市以外	各振興局健康福祉部総務福祉課 (串本支所については地域福祉課)
○地域密着型サービス ○地域密着型介護予防サービス ○介護予防・日常生活支援総合事業		指定を受けている市町村担当課

注1 計画の対象とした複数の事業所等の所在地が、**和歌山市以外の複数の振興局圏域にまたがる場合は、主たる事業所の所在地を所管する振興局健康福祉部総務福祉課（串本支所については地域福祉課）へ提出してください。**

注 2 提出先が和歌山市指導監査課または指定を受けている市町村担当課の場合は、提出方法等の詳細を各市町村担当課にご確認ください（県と異なる場合があります）。

（参考）補助金

サービス区分	事業所の所在地	提出先
○居宅サービス ○介護予防サービス ○介護保険施設 ○地域密着型サービス ○地域密着型介護予防サービス ○介護予防・日常生活支援総合事業	和歌山市 和歌山市以外	和歌山県 (審査事務局) ※別途お知らせします

※補助金申請には処遇改善加算とは別途上記あてに提出いただく必要があります。
(補助金交付の詳細については別途お知らせします)

3. 提出書類（様式はきのくに介護 de ネットに掲載しています）

- ①処遇改善計画書
- ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(※)
- ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(※)

※新たに加算を算定する場合または加算区分に変更がある場合のみ

4. 提出方法

- ・電子申請届出システム
- ・電子（メール）または紙（郵送・持参）

5. 提出に係る留意事項

- ・指定権者が異なる複数の介護サービス事業所等を計画の対象とした場合は、**それぞれの指定権者に書類を提出する必要があります。**
- ・介護サービス事業所等を**複数運営する事業者は、3の提出書類②および③についてサービスごとに別々に作成してください。**
ただし、同一事業所において一体的に運営されている居宅サービスおよび介護予防サービス（介護保険番号が同一の場合）については、一括して作成することができます。
- ・令和6年度に処遇改善加算等を算定している事業者が、令和7年度に加算の算定を行わない場合は、3の提出書類②および③を速やかに提出してください。

6. その他

- ・各提出書類を作成するにあたっては、HPに掲載している「**介護職員等処遇改善加算等に関する基本的な考え方並びに事務処理手順および様式例の提示について**」を必ずご確認の上、各種提出書類の作成をお願いします。
- ・**各種様式・資料は下記ホームページにて掲載し、随時更新しています。**

きのくに介護deネット

→ 各種申請・届出

→ 介護職員等処遇改善加算

和歌山県介護サービス指導課

TEL 073-441-2527

FAX 073-441-2516